

長生村きれいな環境づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱、収集ルールに反するごみ出し及び飼い犬のふん等の放置を防止し、散乱ごみの清掃、ごみ集積所の適正な利用及び飼い犬の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、村における環境美化を推進し、良好な生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、食品容器その他これらに類する容器類並びに紙くず及びたばこの吸い殻をいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を道路、公園その他公共の場所又は他人の土地に捨てる行為をいう。
- (3) 収集ルールに反するごみ出し 指定されたごみ集積所における指定袋の不使用、分別の不履行又は指定日若しくは指定時間帯以外の排出をいう。
- (4) 村民等 村民、滞在者及び旅行等により村内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 村内で事業活動を営む者をいう。
- (6) 土地所有者等 土地又は建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 飼い犬のふん等 飼い犬が排せつしたふん及び飼い犬から抜け落ちた被毛をいう。

(村の責務)

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、これを推進するよう努めるものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、環境美化に努めなければならない。

- 2 村民等は、地域の清掃活動及び空き缶等の再資源化に努め、村が実施する環境美化に関する施策に協力するものとする。
- 3 犬の所有者又は占有者は、飼い犬を適正に管理し、公共の場所において飼い犬のふん等を回収し、適正に処理しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、村が実施する環境美化に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、当該事業活動によって生ずる空き缶等の散乱の防止及び再資源化の促進並びに消費者に対する環境美化意識の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行う場所に回収容器を設置する等により、空き缶等の散乱防止に努め、その周辺の環境美化に配慮しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、村が実施する環境美化施策に協力するものとする。

2 土地所有者等は、所有し、占有し又は管理する土地及び建物について、適正な管理に努め、空き缶等の不法投棄の防止及び環境美化に配慮しなければならない。

(禁止行為)

第7条 何人も、ポイ捨て、収集ルールに反するごみ出し及び飼い犬のふん等の放置をしてはならない。

(勧告)

第8条 村長は、前条の規定に違反した者に対し、環境美化の確保を図るため必要な限度において期限を定め、空き缶等、収集ルールに反するごみ又は飼い犬のふん等の回収の措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。